



2025年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社セブン銀行  
代表者名 代表取締役社長 松橋 正明  
(コード番号：8410 東証プライム)  
問合せ先 常務執行役員企画部長 清水 健  
(TEL：03-3211-3041)

### 自己株式の取得及び

### 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ

（会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け）

当社は、2025年6月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法156条第1項の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、現行の中期経営計画（2021年度～2025年度）において、将来の成長に向けた積極投資と安定的な株主還元を両立させるとの財務戦略の基本方針を掲げております。

一方で、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、2025年3月6日発表の「株主価値最大化に向けた経営体制及び資本構造・事業の変革施策について」及び「マネジメント施策に関するアップデート」において、資本構造及び事業の変革にむけた施策の一環として、当社株式の保有比率を40%未満に引き下げ、当社の非連結化を行う方針であることを表明しております。

このような中で、当社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスより、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの完全子会社である株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマルの3社が保有する当社株式の一部もしくは全部を売却したい意向がある旨の連絡を受けました。

当社といたしましては、この連絡を受け、株式会社セブン&アイ・ホールディングスと協議のうえ、慎重に検討しましたところ、当該売却によって、当社が株式会社セブン&アイ・ホールディングスの連結子会社

でなくなることは、親子上場関係の解消によって当社経営の独立性・中立性がより一層高まることから、当社の企業価値向上に資するものと判断しました。

また、当該売却がなされた場合の株式市場での需給及び当社株価への影響、当社の財務状況・資本政策への影響等についても検討しましたところ、上記3社が保有する当社株式を自己株式として取得することが、当該株式の売却による市場への影響を回避することに加え、経営環境の変化に応じて、機動的に様々な資本政策を遂行することが可能となり、当社の資本効率向上に資するものと判断いたしました。そして、自己株式取得の手法としては、全ての株主に市場価格での売却機会を与えつつ、速やかな取得手続の完了が可能と考えられる、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施することが最適であると判断いたしました。

## 2. 自己株式の取得の方法

本日（2025年6月19日）の株価終値（最終特別気配値を含む。）262.0円で、2025年6月20日午前8時45分の株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において、買付けの委託を行います。

なお、当該買付注文は当該取引時間限りの注文とし、その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。

## 3. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	200,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合17.0%）
(3) 株式の取得価額の総額	524億円（上限）
(4) 取得結果の公表	2025年6月20日午前8時45分の取引終了後に 取得結果を公表いたします。

- (注) 1. 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われな  
い可能性もあります。
2. 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付を行います。
3. 当社は、親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスより、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの完全子会社である株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマルの3社が保有する当社株式の一部もしくは全部をもって、本自己株式取得に応じる意向を有している旨の連絡を受けております。なお、これに伴い、当社の親会社に異動が生じる可能性があります。当該事由の発生を認識した場合には、直ちにお知らせいたします。

#### 4. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得においては、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマルがその保有株式の一部もしくは全部を売却する予定であります。この3社と当社は、ともに株式会社セブン&アイ・ホールディングスが親会社であります。また、株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、当社の「その他の関係会社」にあたります。従って、本自己株式取得は、支配株主その他施行規則で定める者との重要な取引等に該当します。

##### (1) 「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」との適合状況

当社が2024年11月26日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、以下のとおりです

「株式会社セブン&アイ・ホールディングスは、当社議決権の46.43%（注：2025年3月31日時点では46.44%）を間接保有する親会社であり、適時開示規則に定められた支配株主に当たります。親会社との取引等を行う際には、利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれること等を防止するための規定として定められた銀行法上のアームズ・レングス・ルールを遵守しており、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認するものとし、また、2023年に実施いたしました株式会社セブン&アイ・ホールディングスの100%子会社である株式会社セブン・フィナンシャルサービスからの株式会社セブン・カードサービス株式の買収取引におきましては、支配株主との取引等に該当するため、『公正なM&Aの在り方に関する指針』に従い、少数株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するための特別委員会を設置し、独立した立場から、取締役会とは異なる次元で、十分に議論を重ねた上で、最終判断を行いました。今後も同様の重要案件が発生した場合は、特別委員会を設置し、当社の少数株主の利益が損なわれることはないように十分に配慮してまいります。」

当社は、本自己株式取得にあたっては、少数株主の利益を不当に害することがないよう、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主に不利益でないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと判断しております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、本自己株式取得については、2025年6月19日の取締役会において、支配株主との間に利害関係を有しない取締役7名（うち社外取締役5名）により、親会社の売却意向を踏まえて株式需給への影響を緩和することを目的として実施されるものであり、当社の企業価値向上に資するものであることを確認し、十分な審議を行った上で、出席取締役の全員一致により、本自己株式取得に関する決議を行いました。また、上記取締役会の審議及び決議に際しては、下記(3)のとおり、支配株主との利害関係のない独立役員で構成された特別委員会より、当社の少数株主にとって不利益なものではないとの答申書を事前に取得しております。

なお、利益相反を回避するための措置として、当社取締役である小林強氏は、2025年5月27日まで、支配株主である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの常務執行役員を兼務しており、また現在も株式会社セブン&アイ・ホールディングスの完全子会社である株式会社セブン・フィナンシャルサービ

スの代表取締役会長を兼務していることから、株式会社セブン&アイ・ホールディングスとの間で利害関係を有すると判断し、本自己株式取得に関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主に不利益でないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

当社は、支配株主との間に利害関係を有しない独立社外取締役である高藤悦弘氏、平子裕志氏及び独立社外監査役である小川千恵子氏の3氏で構成される特別委員会を設置し、この特別委員会より、下記の理由を踏まえ、当社取締役会による本自己株式取得についての決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないとの答申書を2025年6月19日に取得しております。

- ① 本自己株式取得は、親会社の売却意向を踏まえ、株式市場での需給及び当社株価への悪影響を軽減することを目的として実施されるものであり、また、当社が株式会社セブン&アイ・ホールディングスの連結子会社でなくなることに伴い当社経営の独立性・中立性がより一層高まることによって当社の企業価値向上に資するものと認められることから、目的の合理性が認められること。
- ② 本自己株式取得の方法として、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用されることから、価格の公正性が担保され、かつ、他の株主にも取引機会が平等に与えられ、取引条件の公平性が確保されていること。
- ③ 本自己株式取得に要する資金については、その全額を、借入資金及び自己資金により充当する予定であるが、本自己株式取得を実施した後も事業に必要な手元流動性は確保できること、また、本自己株式取得を実施した後の自己資本比率も十分な水準にとどまることから、本自己株式取得によって当社の財務健全性及び安全性が損なわれるものではないと考えられること。
- ④ 本自己株式取得の検討に当たっては、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社ヨークベニマル並びに本自己株式取得の成否からの独立性が認められる当社の社外取締役及び社外監査役から構成される特別委員会を設置したこと、独立性を有するアドバイザーから助言を受けたこと、並びに、支配株主との間に利害関係を有する取締役は取締役会の審議及び決議に参加しないこととされたことなどから、本自己株式取得に係る手続は公正であること。

(ご参考)

2025年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）1,175,472,652 株

自己株式数 3,835,348 株

以上